

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療構想の作成について

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 12 月 12 日に公布され、順次施行されることとなった。改正法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「新法」という。）第 30 条の 3 の 3 が新設され、「都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）を定めるものとする」と規定されている。

地域医療構想の作成に当たっては、「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」における議論に基づき、令和 8 年 3 月にとりまとめられた「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」を踏まえ、「地域医療構想策定ガイドライン」（令和 8 年 7 月 3 日付け医政発 0703 第 4 号厚生労働省医政局長通知別添）を発出し、実際の地域医療構想の作成にあたり留意すべき事項を下記のとおり整理したので、各都道府県においては、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の作成及び推進に遺憾なきを期されたい。

なお、本通知は、今後、関係法令の改正内容を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 地域医療構想の作成について

地域医療構想の作成に当たっては、新法第 30 条の 3 第 1 項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に則して、かつ、医療提供体制の現状及び今後の医療需要の変化を含む地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で行うこと。また、新法に基づき、地域医療構想においては、次の事項を定めるものとされている。

- (1) 将来の医療提供体制の基本的な方向に関する事項
- (2) 構想区域
- (3) 構想区域における将来の医療機関機能の見通し
- (4) 構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量
- (5) 地域医療構想の達成に向けた医療機関機能の分化及び連携の推進に関する事項
- (6) 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- (7) 外来医療及び在宅医療に係る医療提供体制の確保並びに医療と介護の連携及び医療従事者確保に関する事項
- (8) 医療機関機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- (9) 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

2. 地域医療構想の記載内容について

地域医療構想の記載内容は概ね次のようなものが想定されるが、その構成を含めた具体的な内容については、都道府県において、基本方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、定めるものとする。

(1) 地域医療構想の作成に当たっての基本的な考え方

地域医療構想に関する根拠法令と作成の趣旨を明示するとともに、2040 年とその先に向け、都道府県において目指す医療提供体制のあり方等を記載する。

(2) 地域の現状や課題

見直し前の構想区域設定を前提とした、将来の人口構造や医療需要の見込み、患者の流出入、医療提供施設等・医療従事者の状況、直近の医療機関機能報告・病床機能報告の内容等、地域医療構想の作成の前提条件となる地域の現状や課題等(将来推計を含む。)を記載する。

(3) 構想区域

構想区域の設定に当たっての基本的な考え方、見直し後の構想区域と見直しの理由、見直し後の構想区域設定を前提とした人口推計等を記載する。なお、現行の構想区域を維持する場合であっても、見直しを行わず、維持することに決定した理由等を記載する。

(4) 2040 年の病床数の必要量

見直し後の構想区域に基づく、病床の機能区分(高度急性期・急性期、包括期、慢性期)ごとの 2040 年の病床数の必要量を記載する。

(5) 2040 年の医療機関機能の見通し

2040 年において、各医療機関が担う医療機関機能を記載する。特に、急性期拠点機能については、当該機能を担う医療機関数の設定の考え方及び当該機能を担う医療機関が各構想区域において担う具体的な役割を記載するとともに、在宅医療等連携機能については、当該機能を報告するに当たっての各構想区域における考え方を記載する。

(6) 入院医療に係る医療提供体制の確保

2040 年の病床数の必要量や医療機関機能の見通し等を踏まえた医療機関の連携・再編・集約化の取組、手術や救急医療等の役割分担のあり方、病床の機能分化・連携の取

組の他、大学病院本院の役割を含めた広域的な観点での医療提供のあり方等を記載する。特に、区域内での一定の医療の完結が困難である等により、急性期拠点機能を複数の区域（都道府県境をまたぐ場合を含む。）で一体的に確保することとした場合については、区域間の具体的な連携体制のあり方を記載する。また、救急医療の役割分担については、高齢者救急の受入に係る消防機関を含めた地域での協議の結果や方向性（実施基準への反映を行っている場合については、その内容も含む。）を記載する。

（７）外来医療に係る医療提供体制の確保

外来医療の需要の見込みを踏まえた休日・夜間の初期救急体制を含む外来医療提供体制の確保に向けた取組、医療機関へのアクセスの確保に向けた具体的な取組、医歯薬連携の推進に向けた取組等を記載する。

（８）在宅医療に係る医療提供体制の確保

慢性期の医療需要の見込みを踏まえた在宅医療の提供の方向性、在宅医療等連携機能を担う医療機関のあり方を含む 24 時間の提供体制の構築に向けた取組、在宅医療における多職種連携の推進に向けた取組等を記載する。

（９）介護との連携に係る取組

慢性期の医療需要の見込みを踏まえた、介護保険施設等の地域に既に存在する資源の活用の方性、医療機関と高齢者施設等との具体的な連携のあり方等を記載する。

（10）人材確保に向けた取組

医療機関機能の見通し等を踏まえた人的協力のあり方について、実際に連携する大学病院本院の名称や具体的な連携の方性等を記載する。

（11）医療機関機能及び病床の機能に係る情報提供

医療機関機能報告及び病床機能報告の公表のあり方等について記載する。

3. 地域医療構想の作成に当たっての留意事項について

地域医療構想の作成に当たっては、次の事項について留意する必要がある。

- （１）地域医療構想の作成に当たっては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 10 条第 1 項に規定する予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 7 条第 1 項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図る。
- （２）地域医療構想の作成に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るように努める。
- （３）地域医療構想の作成過程の適当な段階において、地域医療構想の案を公表するとともに、当該案に対する住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置

を講ずるよう努める。

- (4) 地域医療構想を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）及び保険者協議会の意見を聴く。
- (5) 地域医療構想を定め、又は変更したときは、遅滞なく厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示する。
- (6) 地域医療構想について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、地域医療構想を変更するものとする。